

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（素案）について

1 これまでの経緯

平成21年12月29日に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(平成23年度から平成27年度)」を策定しました。

その後、平成28年1月に「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(平成28年度から平成32年度)」を、令和3年3月に「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(令和3年度から令和7年度)(以下「第3次計画」という。)」をそれぞれ策定しました。

この度、第3次計画が令和7年度をもって終了することを受け、第3次計画の評価と検証を行った上で、安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ効果的に推進するため、第4次計画を策定します。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで(5年間)

3 基本目標

犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市
～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

4 重点目標

- 犯罪発生件数、人身事故件数を減少
- 特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

5 今後のスケジュール

時 期	内 容	備 考
11月上旬頃	パブリックコメントの事前周知	市広報誌11月号で周知
12月中	パブリックコメントの実施	1か月間実施
1月中旬頃	パブリックコメントの意見に対する回答・公表	市ホームページで公表
2月上旬頃	恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画の策定	
3月中旬頃	常任委員会に策定報告	
3月下旬頃	周知	

6 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(素案)について

別添資料のとおり